

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年1月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 アークプラザ上越東  
所在地 上越市下門前388番地  
設置者 アークランドサカモト株式会社
- 2 変更しようとする事項  
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)  
・アークランドサカモト株式会社  
午前9時00分から午後7時30分  
(変更後)  
・ウエルシア薬局株式会社  
24時間営業  
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前8時30分から午後8時30分  
(変更後) 24時間
- 3 変更年月日  
平成29年1月19日
- 4 届出年月日  
平成29年1月18日
- 5 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課  
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)
- 6 縦覧期間  
平成29年1月27日から平成29年5月27日まで
- 7 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp